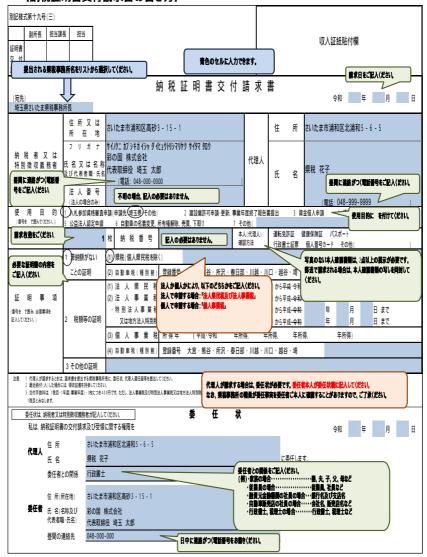
1 埼玉県

設 工	・計測・	維井施理		書類名	摘 要
			1	委任状(様式C-5)	・代理人を置く事業者が申請する場合
			2	【法人のみ対象】 法人県民税及び法人事業税の納税証明書 <写し可>	【申請事業所の所在地に関わらず、埼玉県内に事業所(本店、支店、営業所等)がある者が対象】 ・申請日前3か月以内に埼玉県の県税事務所から交付された『現在において滞納額がないことの証明』を提出してください。 (県税事務所で「納税証明書交付請求書」を提出するとき
			3	【個人事業者のみ対象】 個人事業税の納税証明書 < 写し可 >	、原成事務所で、滞納額がないことの証明。を選択するとに証明事項で『滞納額がないことの証明』を選択すると「現在において、滞納額がないことの証明」が交付されます。「納税証明書交付請求書の書き方」を参考にしてください。) 「県内に事業所を開設してから決算を経ていない者「県税に関する証明書」を提出してください。 「県内に事業所がない税証明書を提出してください。」 「県内に事業所がないるの報告(様式D-1)を提出してください。
			4	【個人事業者のみ対象】 個人住民税(市(町村)・県民税)の納 税証明書 < 写し可 >	【申請事業所の所在地に関わらず、事業主の住民登録上の所在地が埼玉県内にある者が対象】 ・申請目前3か月以内に埼玉県内の市町村から交付された『現在において滞納額がないことの証明』を提出してください。 当該証明を行っていない市町村があります。この場合は、直近1年分の納税証明書を提出してください。新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度をうけていて、納税証明書が発行されない場合は、埼玉県入札審査課までご連絡ください。 当該納稅証明書の問合せ先各市町村稅務課県内に住民登録上の所在地がなく納稅証明書を提出できない者 埼玉県に事業所がないことの報告(様式D-1)を提出してください。 ただし、事業主の住民登録上の所在地が埼玉県内にない場合であっても、埼玉県内の市町村から住民稅を賦課されている場合は納稅証明書を提出してください。

埼玉県の県税事務所が発行する納税証明書について

- 埼玉県の県税事務所が発行する納税証明書の交付請求書の書き方は、下図を参考にしてくだい。
 - ・「使用目的」欄では「1 入札参加資格審査申請」と「埼玉県」を選択します。 ・「証明事項」欄では「1 滞納額がないことの証明」を選択します。
- ボロザデル」側 には 1 / ボカ河駅が30・12 とかれた。 ・詳しくは、埼玉県のホームベージ「入札参加資格審査中請用の納税証明書について,を確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-nouzeisyoumei_nyusatu-sanka-sikaku-sinsa.html#lnk1_1

【納税証明書交付請求書の書き方】



以下の書類(5以降)は、 建設工事を今回初めて埼玉県に申請し、かつ 建設業許可上の主たる営業所の所在地が埼玉県内にある方が、それぞれの対象要件に該当する場合のみ提出する書類です。

設 工	・ 計持 木		書類名		摘要
	-	-	5	埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用 提出書類確認リスト(様式D-2)	次の6以降の書類を提出する場合は、様式D-2 を表紙として提出してください。
	-	· ·	6	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第 12条に規定する団体等に加入している ことを証明する書類	【対象者】 申請日現在、「土砂等を運搬する大型自動車による交通 事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団 体等に加入している事業者 協会が発行した証明書の原本を提出して(ださい。
	-		7	不当要求防止責任者の受講状况 (様式D-2-1)	【対象者】 申請日現在、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、責任者講習を受講した者がいる事業者 【添付書類】 ・ 埼玉県公安委員会発行の責任者講習受講修了書を縮小コピーして貼付してください。 ・ 責任者講習受講修了書は講習年月日が平成29年度以降のものが対象です。 【不当要求防止責任者の選任手続き等について】埼玉県警察のホームページ https://www.police.pref.saitama.lg.jp/(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターのホームページnttps://www.boutsui-saitama.or.jp/を確認してください。
	-	-	8	埼玉県と締結している防災協定書の写し 又は 防災協定締結証明書 (様式D-2-2)原本	【埼玉県と防災協定を締結している場合】 防災協定書の写し 【埼玉県と直接防災協定の締結はしていないが、加入している社団法人等の団体が埼玉県と締結している場合】 防災協定締結証明書(様式D-2-2)の原本(発行日が申請日前3か月以内のもの)を提出してください。

設 工	査・測量	i 持 管	木施	書類名	摘要
	-		-	埼玉県からの要請等に基づく災害防止活 9 動の実績報告 (様式 D - 2 - 3)	【対象者】
	-		-	国又は埼玉県内の市町村からの要請等に 10 基づく災害防止活動の実績報告 (様式 D - 2 - 4)	【対象者】

建 查 設維 土 設 計	書類 名	摘 要
	下記 (1) ~ (6) のうち3項目まで 申請可能	
	(1) 厚生労働省(埼玉労働局)の受理印のある「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の写し 又は 認定書の写し	(1) 【対象者】 申請日現在、従業員100人以下の事業者で「次世代育成 支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定 し、都道府県労働局長に届出している事業者(行動計画の 計画期間に申請日が含まれるもの) 又は 同法第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている 事業者
	又は (2) 「次世代育成支援対策推進法」第13条 の規定に基づく認定書の写し	(2) 【対象者】 申請日現在、従業員101人以上の事業者で「次世代育成 支援対策推進法」第13条に基づく厚生労働大臣の認定を 受けている事業者
	又は (3) 厚生労働省(埼玉労働局)の受理印のある「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の写し 又は 認定書の写し 11 又は	(3) 【対象者】 申請日現在、従業員100人以下の事業者で「女性の職業 生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事 業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出してい る事業者(行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの) 又は 同法第9条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている事 業者
	(4) 「女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律」第9条の規定に基づく認定 書の写し	(4) 【対象者】 申請日現在、従業員101人以上の事業者で「女性の職業 生活における活躍の推進に関する法律」第9条に基づく厚 生労働大臣の認定を受けている事業者
	又は (5) 育児休業制度導入の状況 (様式D - 2 - 5) 又は	(5) 【対象者】 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則 等で規定し、労働基準監督署に届け出ている事業者 【添付書類】 労働基準監督署の受理印のある就業規則等の写し 又は 受理印のある育児・介護休業規程等の写し (育児・介護休業規程を定めている場合)
	(6) 多様な働き方実践企業認定証の写し	(6) 【対象者】 申請日現在、埼玉県の「多様な働き方実践企業認定制 度」により、認定を受けている事業者 詳細は、埼玉県ホームページ(多様な働き方推進課の 働き方改革ボータルサイト)を確認してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/diversity/index. html

・計測・	維持施理	書類名	摘 要
-	-	女性技術職員雇用の状況 12 (様式D-2-6)	【対象者】 申請日現在、女性技術職員を常勤雇用している事業者役員、個人事業者における事業専従者は対象外当該女性技術職員が社会保険(国保組合含む)に加入していること 【添付書類】 (1)直近の被保険者標準報酬決定通知書等の写し(2)健康保険被保険者証の写し(3)国保組合に加入している事業者の場合は(1)の代わりとして、適用除外承認証の写し(4)個人事業者の場合は、直近の所得税確定申告に係る青色申告決算書又は収支内訳書
-	-	若年技術職新規雇用の状況 13 (様式 D - 2 - 7)	【対象者】
-	-	インターンシップ等の受入れに関する証 14 明書 (様式D-2-8)原本	【対象者】 平成30年10月1日~令和4年9月30日の間に大学生や高校生等を対象としたインターンシップを3日以上受入れ、学校が証明する証明書により実績が確認できる事業者 中学生は対象外 申請日前3か月以内に証明された原本を提出してください。 申請134年度名簿で申請したインターンシップ等の内容と同じであれば、証明書の再発行依頼は不要です。 令和34年度と36年の時間と近明書の写し、又は様式D-2-8の事業者記入欄のみ(上半分)記入し提出してください。

建設工事	調査・	設維持	書 類 名	摘 要
			4週8休の取組状況 15 (様式D-2-9)	【対象者】 資格審査申請日現在において次のいずれかの条件を満たす 者。 ア 令和2年10月1日から令和4年9月30日までの 間に埼玉県、国土交通省、さいたま市等の週休二日モデル 工事等(県内)又は4週8休の実施を評価項目とした本県 の総合評価方式による工事を完成させ、4週8休の履行、 休日取得状況等を確認できる事業者 イ 就業規則等で技術系職員の休日を4週8休又は年間 110日以上と規定し、労働基準監督署に届け出た事業者 【添付書類】 様式D-2-9に掲げる選択肢に対応する書類
	•	•	地域貢献の実施状況 16 (様式 D - 2 - 1 0)	【対象者】
	1	1	消防団協力事業所に関する証明書 17 (様式D-2-11)原本	【対象者】 消防団協力事業所に認定され、令和2年10月1日~令和4年9月30日の間に従業員が消防団員としての活動実績を確認できる事業者役員、個人事業主における事業専従者は対象外 [添付書類] 事業者と消防団員の雇用関係を確認できる書類
	-	-	18 協力雇用主の登録に関する証明書原本	【対象者】 申請日現在、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録している事業者 さいたま保護観察所以外の登録は対象外 証明書は発行日が申請日前3か月以内のもの (知事あてのもの)

添付書類提出不要の県評価点について

以下の県評価点項目については、**添付書類の提出は不要**ですので、対象要件に該当し評価を希望する場合は、様式D - 2 にチェックをし、提出してください。

	評 価 項 目	摘要
-	一定規格以上の建設機械の保有	【対象者】 申請日現在、経営事項審査で認められた建設機械(1台以上)を保有している事業者 建設機械の保有状況は、共通書類の「経営事項審査の 総合評定値通知書」で確認しますので、様式D-2への 記入等も不要です。 経営事項審査の総合評定値通知書の「建設機械の保有 状況」が「0」となっている場合は対象外
	(1)埼玉県SDGsパートナー登録制度	【対象者】 申請日現在、「埼玉県SDGsパートナー登録制度」に より、登録されている事業者 詳細は、埼玉県ホームページ(計画調整課)を確認し てください。
19	又は	
	(2) 埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度	【対象者】 申請日現在、「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」による宣言を行い、県ホームページに掲載されている事業者 詳細は、埼玉県ホームページ(環境政策課)を確認してください。
	(1) 埼玉県エコアップ認証制度	【対象者】 申請日現在、「埼玉県エコアップ認証制度」により、認 証を受けている事業者 詳細は、埼玉県ホームページ(温暖化対策課)を確認 してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html
20	又は (2) エコアクション21	【対象者】 申請日現在、一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21を認証されている事業者
	環境への配慮に関する評価点は、ISO れかの認証を取得した場合に加点されます ISO14001 (共通書類)を提出してい	
21	CCUS(建設キャリアアップシステ ム)	【対象者】 申請日現在、CCUS(建設キャリアアップシステム) の事業者登録を完了した事業者 詳細は、CCUS(建設キャリアアップシステム)の ホームページを確認してください。 https://www.ccus.jp/

埼玉県提出書類に関しての問合せ先 埼玉県 総務部 入札審査課 TEL 048-830-5771